

平成 28 年度 NPO 等民間団体の子ども・若者支援促進事業 募集要領

子ども・若者育成支援推進法第 19 条及び第 22 条に基づき京都市が設置した「子ども・若者支援地域協議会」の「子ども・若者指定支援機関」である公益財団法人京都市ユースサービス協会が、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者を支援する特定非営利活動法人その他の団体（以下「NPO 等の民間団体」という。）の実施する社会的自立に資する事業について、次のとおり助成対象事業を募集します。

1 目的

- (1) 子ども・若者指定支援機関と NPO 等の民間団体が一体となって支援を展開することで、ニート、ひきこもり等の社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者（以下「支援対象者」という。）の社会的自立を促進します。
- (2) 支援対象者に対する NPO 等の民間団体の新規・充実事業の企画、実施を通じて、民間団体の活動を促進し、京都市域全体の支援環境の充実を図ります。

2 概要

NPO 等の民間団体が実施する新規・充実事業に対して助成します。（上限あり）

3 助成対象とする事業の範囲

支援対象者の社会参加及び社会的自立に向け、自信と能力を向上させるために効果的なピア交流事業、社会体験活動事業及び安心ジョブチャレンジ事業を対象事業とします。

(1) ピア交流事業（居場所事業）

ア 支援対象者の状態

特定の者との関係性は構築できているが、自己肯定感が低く、自己の存在や生きていくことに自信を失っている者

イ 支援の目標

同じような経験をしている者又は経験した者との交流を通じて、自己の存在や生きていくことへの肯定感を醸成する。

ウ 事業イメージ

自宅以外の安心できる場所で実施する各種活動において、同じような経験をしている者同士又は経験した者との交流により、自己肯定感が醸成され、能動的な行動変容が期待される事業

（例示）

自由な会話やグループ作業等の交流

(2) 社会体験活動事業

ア 支援対象者の状態

ひきこもり状態は脱したが、コミュニケーション能力が不足している者、社会の中で自分の役割を見出せない者などで、社会に参加するためのきっかけや自信をつけようとする者

イ 支援の目標

ボランティアなどの社会体験活動等を通じて、社会に参加するための能力の向上や自信の回復を図る。

ウ 事業イメージ

周囲から感謝される経験を積むことができ、共同作業を通じて、生活習慣の改善やコミュニケーション能力の向上が期待される事業

(例示)

地域清掃、公園等における花壇・植物の手入れ、商店街・自治会のイベントへの協力等

(3) 安心ジョブチャレンジ事業（初期型ジョブトレーニング）

ア 支援対象者の状態

ひきこもり状態を脱し、働く意欲は芽生えたが、働くことに自信が持てず、就労の前段階として就労経験を積もうとする者

イ 支援の目標

就労経験を通じて、就労への具体的なイメージを確立し、就労を目指すための具体的な活動のためのきっかけを獲得する。

ウ 事業イメージ

NPO等の民間団体が簡易な仕事を創設又は事業者から仕事の提供を受け、支援対象者が一定期間就労を経験し、僅かでも奨励金を得ることで、就労への意欲の向上や社会スキルの獲得が期待される事業

(例示) ビルの清掃、パソコンのデータ入力

4 助成内容

(1) 対象となる経費

助成対象事業を実施するために直接必要となる交通費、通信運搬費、謝金、会場利用料、印刷製本費、消耗品費、備品購入費等の経費を対象とします。

なお、事務所の賃借料・光熱水費及び事務局職員の人件費など、団体の経常的な管理運営経費は対象外とします。

(2) 助成金額

1 団体につき上限 50 万円

(3) 助成対象期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

(4) 対象外とする事業

公共団体又は公益団体等から助成金等を受けている又は受け入れる予定の事業は対象外とします。

(5) その他

NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業は、新規事業等を始める際の負担を軽減することにより、円滑に事業が開始できるよう支援するものであり、助成金の交付は、助成対象とした事業につき単年度交付とします。

また、対象となる事業は、助成終了後においても、NPO等の民間団体が独自で継続的に実施していくことができる事業とします。

5 参加資格

特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の営利を目的としない団体（法人格の有無は問わない）で、次の全てに該当する団体。

- (1) 本事業の趣旨を理解した団体であること。
- (2) 京都市域に活動拠点があり、ニート、ひきこもり支援等、若者の社会参加・社会的自立を目的とした活動実績が1年以上あること。
- (3) 法令等を遵守していること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- (5) 定款又は規約を有し、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること。
- (6) 公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

6 応募期間等

(1) 応募期間

平成28年4月1日～平成28年4月21日（郵送の場合は必着）

(2) 応募方法

提出書類を応募先まで郵送又は持参ください。持参の受付時間は、水曜日を除く平日及び日曜日・祝日の「午前10時から午後5時まで」です。（応募用紙は返却しません。また、応募期間を過ぎてからの郵送又は持参された書類は受け付けできませんので、あらかじめ御了承ください。）

応募先

公益財団法人京都市ユースサービス協会（担当：子ども・若者支援室）宛
〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下ル御射山町262番地
TEL 075-708-5430 <水曜日は休み>

(3) 提出書類

次の書類を各8部（原本1部，写し7部）提出してください。

- ア 応募書
- イ 事業計画書
- ウ 予算書
- エ 補足資料（A4判任意様式）
- オ 定款・規約等（任意様式）
- カ 会計規則（任意様式）
- キ 直近1年の事業報告書及び収支計算書（任意様式）
- ※ 団体のパンフレット等があれば添付してください。

7 審査・選考方法等

応募書類を基に書類審査後，別に定める選考委員会による面接審査（申請者による事業説明）を実施し，決定します。

8 審査基準

審査に当たっては，以下の観点で評価するとともに，事業内容のバランス等を踏まえて，総合的な評価を行います。

(1) 事業内容の評価

- ア 実施効果・必要性
支援対象者のニーズに応じたものであり，社会参加及び社会的自立に向け効果が高いか。
- イ 先進性
事業の先進性，独創性等が認められるか。
- ウ 実現性・継続性
計画されている事業内容の実現可能性が高いもので，助成終了後もNPO等の民間団体独自で継続していくことが可能か。

(2) 事業の実施体制等の評価

- ア 執行体制
事業を適正かつ着実に実施する体制が整えられているか。
- イ 効率性
効率的な運営が実施され，最大限の効果が得られるものであるか。
- ウ 活動実績
これまでの活動実績は評価できるものであるか。
- エ 会計処理
適正な会計処理を行える規定（会計規則，出納簿冊等）が整備されているか。

9 事業の実施に当たって

(1) 事業内容の一部変更

決定した事業について、貴団体と当協会との協議のうえで、提案事業の一部が変更される場合がありますことを御了承ください。

(2) 事業完了報告書等の提出

事業実施期間終了後、平成29年4月7日までに事業完了報告書及び助成金の請求書を提出してください。

(3) 助成金の支払

助成金の支払は原則として履行確認後に行います。ただし、前金払が必要な場合は、当協会と協議のうえ、支払を行うことができます。

10 スケジュール

(1) 募集期間：平成28年4月1日～平成28年4月21日

(2) 審査期間：平成28年4月22日～平成28年5月22日

(書類審査及び選考委員会による面接審査)

(3) 決定通知：平成28年5月31日までに通知

(4) 実施期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日

(5) 事業報告：平成29年4月7日まで

11 問合せ先

公益財団法人京都市ユースサービス協会（担当：子ども・若者支援室）

京都市中京区東洞院通六角下ル御射山町262番地

TEL 075-708-5430